

区民委員会陳情説明資料

令和5年9月26日

件名		頁
1	受理番号27 選択的夫婦別姓制度法制化を早期実現するよう国に 意見書の提出を求める陳情	2
2	受理番号28 現行の健康保険証を存続するよう国に意見書の提出を 求める陳情	4
3	受理番号29 健康保険証を存続するよう国に意見書の提出を 求める陳情	6
4	受理番号30 現行の健康保険証廃止を中止するよう国に意見書の 提出を求める陳情	8

(区民部)

件名	受理番号 27 選択的夫婦別姓制度法制化を早期実現するよう国に意見書の提出を求める陳情																				
所管部課名	区民部 戸籍住民課																				
陳情の要旨	日本政府に「選択的夫婦別姓制度の早期実現」を求める意見書を提出することを求める。																				
陳情者等	請願文書表のとおり																				
内容及び経過	<p>夫婦の氏は、民法第750条で「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定されている。民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入を提言した法制審議会の答申が出されてから25年以上が経過している。</p> <p>1 政府の動向</p> <p>(1) 法制審議会民法部会での審議</p> <p>ア 平成3年 婚姻制度等の見直しについて審議を開始</p> <p>イ 平成8年 選択的夫婦別氏制度の導入を含めた答申</p> <p>ウ 法務省は、平成8年と22年に民法改正法案を準備したが、国民各層に様々な意見がある等の理由から国会に提出するに至らず</p> <p>(2) 第5次男女共同参画基本計画の策定（令和2年12月25日閣議決定）</p> <p>夫婦の氏のあり方に関して「国会の議論、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とした。</p> <p>2 司法の判断</p> <p>(1) 平成27年に最高裁判所大法廷は、「民法第750条は憲法に違反しない」との判断を示し、令和3年もその判断を踏襲した。</p> <p>(2) また、2回とも「違憲ではないが、選択的夫婦別氏制度を含めた夫婦の氏のあり方は、国会で論ぜられ、判断されるべき」と判示している。</p> <p>3 世論の状況</p> <p>(1) 選択的夫婦別姓制度及び旧姓の通称使用の法制度について</p> <div data-bbox="459 1563 1358 2022" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>選択的夫婦別姓制度等の法制度について</caption> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>夫婦同姓制度維持</th> <th>旧姓の通称使用の法制度を設ける</th> <th>選択的夫婦別姓制度の導入</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体 (2,884人)</td> <td>27.0%</td> <td>42.2%</td> <td>28.9%</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>男性 (1,360人)</td> <td>30.5%</td> <td>42.5%</td> <td>25.3%</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>女性 (1,524人)</td> <td>23.8%</td> <td>41.9%</td> <td>32.1%</td> <td>2.2%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(令和3年12月実施 内閣府「家族の法制に関する世論調査」)</p>	性別	夫婦同姓制度維持	旧姓の通称使用の法制度を設ける	選択的夫婦別姓制度の導入	無回答	全体 (2,884人)	27.0%	42.2%	28.9%	1.9%	男性 (1,360人)	30.5%	42.5%	25.3%	1.7%	女性 (1,524人)	23.8%	41.9%	32.1%	2.2%
性別	夫婦同姓制度維持	旧姓の通称使用の法制度を設ける	選択的夫婦別姓制度の導入	無回答																	
全体 (2,884人)	27.0%	42.2%	28.9%	1.9%																	
男性 (1,360人)	30.5%	42.5%	25.3%	1.7%																	
女性 (1,524人)	23.8%	41.9%	32.1%	2.2%																	

(2) 旧姓使用を希望する割合



(令和4年11月 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」)

4 他自治体の議会意見書の状況

(1) 東京都議会

令和元年6月19日 「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出に関する請願」を賛成多数で可決

令和3年6月7日 国及び政府に対し、「選択的夫婦別姓制度に係る国会審議の推進に関する意見書」を提出

(2) 特別区議会

令和5年7月現在、14区で意見書を提出

件名	受理番号 28 現行の健康保険証を存続するよう国に意見書の提出を求める陳情
所管部課名	区民部 国民健康保険課、高齢医療・年金課
陳情の要旨	現行の健康保険証の存続を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により国に提出してください。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 マイナンバー法等の一部改正法の背景（令和5年6月9日公布） 今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化した。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正が行われた。</p> <p>2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化への概要 (1) 令和6年秋に現行の健康保険証の新規発行を停止する。 (2) 経過措置として、令和6年秋の時点で発行済の健康保険証は、健康保険証が廃止された後も1年間は有効とする。 (3) 申請に基づき保険者が資格確認書を交付する規定を整備する。 ※ 以上の根拠法令は、マイナンバー法、健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律</p> <p>3 マイナンバーカードと健康保険証の一体化の主なメリット (1) 被保険者 ア 過去の健康・医療データに基づき、重複投薬や併用禁忌の防止など最適な医療が受けられるようになる。 イ 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要になる。 ウ 高額療養費制度における、自己負担限度額を超える支払いが手続きなしで、免除される。 (2) 保険者 ア 資格喪失後の保険証の使用や医療機関が被保険者番号を誤記することによる過誤請求が減少する。 イ 保険証や限度額適用認定証等の発行・事務手続きが減少する。 (3) 医療機関 ア 診療報酬上の加点がある。 イ 医療システム上の保険証情報、住所入力が簡易になる。</p> <p>4 マイナンバーカードと健康保険証の一体化をめぐる主なトラブルと政府の対応 (1) 主なトラブル例 ア 医療現場からのトラブル 他人の情報への紐づけ、資格無効と表示、窓口負担割合の誤りが報告されている。</p>

イ 資格確認書についてのトラブル

令和6年秋の健康保険証廃止後、マイナンバーカードと健康保険証が一体化した「マイナ保険証」未取得者に健康保険証の代わりとなる資格確認書を交付する。資格確認書の交付には本人申請が必要だが、介護が必要な高齢者や寝たきりの人等やむを得ない理由で本人申請できないケースがあり、必要な保険診療が受けられなくなることが懸念される。

(2) 政府の対応

ア 4(1)アのトラブルに対しては、政府は6月21日に「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、マイナンバー制度をめぐるトラブルについての総点検を11月末までに実施することとした。

イ 4(1)イに対しては、厚労省は資格確認書を本人申請によらず、保険者が職権交付する運用へと改めた。また、有効期限は最大1年間との従来方針を5年以内へと変更した。

ウ その他、首相は8月4日の会見で、令和6年秋に健康保険証を廃止する方針は当面変更しないが、総点検の状況を見極めた上で必要と判断される場合には廃止時期の見直しを含め、適切に対応すると発言した。

5 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうちマイナンバーカードに健康保険証を紐付け済の区民の割合

【令和5年7月18日現在】

(1) 国民健康保険 43.68%

ア 被保険者数

135,041人

イ マイナンバーカードに健康保険証を紐付け済の区民の人数

58,986人

(2) 後期高齢者医療制度 44.95%

ア 被保険者数

90,277人

イ マイナンバーカードに健康保険証を紐付け済の区民の人数

40,580人

件名	受理番号 29 健康保険証を存続するよう国に意見書の提出を求める陳情
所管部課名	区民部 国民健康保険課、高齢医療・年金課
陳情の要旨	健康保険証の廃止を中止して存続するように、国に意見書を提出していただきたい。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 マイナンバー法等の一部改正法の背景（令和5年6月9日公布） 今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化した。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正が行われた。</p> <p>2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化への概要 (1) 令和6年秋に現行の健康保険証の新規発行を停止する。 (2) 経過措置として、令和6年秋の時点で発行済の健康保険証は、健康保険証が廃止された後も1年間は有効とする。 (3) 申請に基づき保険者が資格確認書を交付する規定を整備する。 ※ 以上の根拠法令は、マイナンバー法、健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律</p> <p>3 マイナンバーカードと健康保険証の一体化の主なメリット (1) 被保険者 ア 過去の健康・医療データに基づき、重複投薬や併用禁忌の防止など最適な医療が受けられるようになる。 イ 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要になる。 ウ 高額療養費制度における、自己負担限度額を超える支払いが手続きなしで、免除される。 (2) 保険者 ア 資格喪失後の保険証の使用や医療機関が被保険者番号を誤記することによる過誤請求が減少する。 イ 保険証や限度額適用認定証等の発行・事務手続きが減少する。 (3) 医療機関 ア 診療報酬上の加点がある。 イ 医療システム上の保険証情報、住所入力が簡易になる。</p> <p>4 マイナンバーカードと健康保険証の一体化をめぐる主なトラブルと政府の対応 (1) 主なトラブル例 ア 医療現場からのトラブル 他人の情報への紐づけ、資格無効と表示、窓口負担割合の誤りが報告されている。</p>

イ 資格確認書についてのトラブル

令和6年秋の健康保険証廃止後、マイナンバーカードと健康保険証が一体化した「マイナ保険証」未取得者に健康保険証の代わりとなる資格確認書を交付する。資格確認書の交付には本人申請が必要だが、介護が必要な高齢者や寝たきりの人等やむを得ない理由で本人申請できないケースがあり、必要な保険診療が受けられなくなることが懸念される。

(2) 政府の対応

ア 4(1)アのトラブルに対しては、政府は6月21日に「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、マイナンバー制度をめぐるトラブルについての総点検を11月末までに実施することとした。

イ 4(1)イに対しては、厚労省は資格確認書を本人申請によらず、保険者が職権交付する運用へと改めた。また、有効期限は最大1年間との従来方針を5年以内へと変更した。

ウ その他、首相は8月4日の会見で、令和6年秋に健康保険証を廃止する方針は当面変更しないが、総点検の状況を見極めた上で必要と判断される場合には廃止時期の見直しを含め、適切に対応すると発言した。

5 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうちマイナンバーカードに健康保険証を紐付け済の区民の割合

【令和5年7月18日現在】

(1) 国民健康保険 43.68%

ア 被保険者数

135,041人

イ マイナンバーカードに健康保険証を紐付け済の区民の人数

58,986人

(2) 後期高齢者医療制度 44.95%

ア 被保険者数

90,277人

イ マイナンバーカードに健康保険証を紐付け済の区民の人数

40,580人

件名	受理番号 30 現行の健康保険証廃止を中止するよう国に意見書の提出を求める陳情
所管部課名	区民部 国民健康保険課、高齢医療・年金課
陳情の要旨	日本政府に「現行の健康保険証廃止を中止すること」を求める意見書の提出を求めます。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 マイナンバー法等の一部改正法の背景（令和5年6月9日公布） 今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化した。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正が行われた。</p> <p>2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化への概要 (1) 令和6年秋に現行の健康保険証の新規発行を停止する。 (2) 経過措置として、令和6年秋の時点で発行済の健康保険証は、健康保険証が廃止された後も1年間は有効とする。 (3) 申請に基づき保険者が資格確認書を交付する規定を整備する。 ※ 以上の根拠法令は、マイナンバー法、健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律</p> <p>3 マイナンバーカードと健康保険証の一体化の主なメリット (1) 被保険者 ア 過去の健康・医療データに基づき、重複投薬や併用禁忌の防止など最適な医療が受けられるようになる。 イ 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要になる。 ウ 高額療養費制度における、自己負担限度額を超える支払いが手続きなしで、免除される。 (2) 保険者 ア 資格喪失後の保険証の使用や医療機関が被保険者番号を誤記することによる過誤請求が減少する。 イ 保険証や限度額適用認定証等の発行・事務手続きが減少する。 (3) 医療機関 ア 診療報酬上の加点がある。 イ 医療システム上の保険証情報、住所入力が簡易になる。</p> <p>4 マイナンバーカードと健康保険証の一体化をめぐる主なトラブルと政府の対応 (1) 主なトラブル例 ア 医療現場からのトラブル 他人の情報への紐づけ、資格無効と表示、窓口負担割合の誤りが報告されている。</p>

イ 資格確認書についてのトラブル

令和6年秋の健康保険証廃止後、マイナンバーカードと健康保険証が一体化した「マイナ保険証」未取得者に健康保険証の代わりとなる資格確認書を交付する。資格確認書の交付には本人申請が必要だが、介護が必要な高齢者や寝たきりの人等やむを得ない理由で本人申請できないケースがあり、必要な保険診療が受けられなくなることが懸念される。

(2) 政府の対応

ア 4(1)アのトラブルに対しては、政府は6月21日に「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、マイナンバー制度をめぐるトラブルについての総点検を11月末までに実施することとした。

イ 4(1)イに対しては、厚労省は資格確認書を本人申請によらず、保険者が職権交付する運用へと改めた。また、有効期限は最大1年間との従来方針を5年以内へと変更した。

ウ その他、首相は8月4日の会見で、令和6年秋に健康保険証を廃止する方針は当面変更しないが、総点検の状況を見極めた上で必要と判断される場合には廃止時期の見直しを含め、適切に対応すると発言した。

5 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうちマイナンバーカードに健康保険証を紐付け済の区民の割合

【令和5年7月18日現在】

(1) 国民健康保険 43.68%

ア 被保険者数

135,041人

イ マイナンバーカードに健康保険証を紐付け済の区民の人数

58,986人

(2) 後期高齢者医療制度 44.95%

ア 被保険者数

90,277人

イ マイナンバーカードに健康保険証を紐付け済の区民の人数

40,580人